石巻地方広域水道企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成２８年１２月１日制定

石巻地方広域水道企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は，女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「法」という。）第１５条に基づき，石巻地方広域水道企業団企業長が策定する特定事業主行動計画である。

１　計画期間

本計画の期間は，平成２８年１２月１日から平成３３年３月３１日までとする。

２　女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当企業団では，継続的に女性職員の活躍を推進するため，総務課を担当課として，本計画の策定・変更，本計画に基づく取組の実施状況や数値目標の達成状況の点検・評価等について，必要に応じて検討・協議を行うものとする。

３　女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

（１）　女性職員の職業生活に関する状況把握

法第１５条第３項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成２７年内閣府令第６１号。以下「内閣府令」という。）第２条に基づき，当企業団において，それぞれ女性職員の職業生活における活躍に関する状況を次のとおり把握し，分析を行い，目標設定することとする。

①男女別の職員に占める割合(平成２７年４月１日現在)

男性	女性
１１６名	６名
９５．１％	４．９％

②採用した職員に占める女性職員の割合(平成２７年度採用職員)

採用者数	うち女性	割合
３名	０名	０．０％

③男女別の平均継続勤務年数及び差異（平成２７年４月１日現在）

男性	女性	差(男性－女性)
２３．９年	１５．６年	８．３年

④職員１人当たりの各月ごとの超過勤務時間（平成２７年度）

４月	５月	６月	７月	８月	９月
１２．７時間	１０．９時間	１０．１時間	１０．８時間	９．０時間	１０．０時間
１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
１６．１時間	１２．３時間	１３．５時間	１５．８時間	１１．９時間	１１．４時間

⑤男女別の年次有給休暇の年間平均取得状況（平成２７年１月１日～１２月３１日）

男性	女性
１２．７日	１３．８日

⑥管理的地位にある職員に占める女性の割合（平成２７年４月１日現在）

管理職数	うち女性	割合
１６名	０名	０．０％

⑦各役職段階に占める女性の割合(平成２７年４月１日現在)

部長級	次長級	課長級	課長補佐級
０．０％	０．０％	０．０％	０．０％

⑧男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（平成２７年度）

区分	男性	女性
取得率	０．０％	１００％
平均取得期間	０日	２７３日

⑨男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率及び平均取得日数

（平成２７年度）

区分	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
取得率	１００％	０．０％
平均取得期間	５日	０日

（２）　女性職員の活躍の推進に向けた目標

女性職員の職業生活に関する状況把握及び分析の結果を踏まえ，女性職員の活躍を推進するため，次のとおり目標を設定する。

根本的に女性職員数が少ないことから，職員に占める割合の向上のため，事務職に限らず，技術職の採用についても環境を整え，平成３２年度までに，女性職員数を１０名以上にすることを目標とする。

また，ワークライフバランスの向上を図るため，年次有給休暇の取得について，平成３２年度までに，年平均１５日間以上，取得させることを目標とする。

４　女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組み及び実施時期

３で掲げた数値目標の達成に向け，次に掲げる取組みを平成３２年度までに順次実施していく。

（１）　職員採用募集時において，各学校等の採用担当者へ女性の応募について積極的な働きかけを行い，女性の受験者の増加を目指す。

（２）　出産や育児，介護など，個々の女性職員の事情に応じた支援を行えるように環境を整え，女性職員の継続就業のサポートを行う。

（３）　有給休暇の取得については，取得目標を定め，各職員への周知徹底を図るとともに，休暇予定表の作成等により職員の業務分担を行うなど，ワークライフバランスの推進に資するような効率的な業務運営を実施し，休暇を取りやすい職場環境の構築を目指す。